

達第15号

令和7年国勢調査大阪市区実施本部規程を次のように制定する。

令和7年5月2日

大阪市長 横山英幸

令和7年国勢調査大阪市区実施本部規程

(設置)

第1条 令和7年国勢調査に関する事務を処理するため、本市各区に令和7年国勢調査大阪市区実施本部（以下「区本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 区本部は、区本部長及び区本部員で組織する。

2 区本部長は、区長をもって充てる。

3 区本部員は、区役所職員のうちから区長が命ずる。

(区本部長等の職務)

第3条 区本部長は、令和7年国勢調査大阪市実施本部長の命を受けて区本部の事務を総理する。

2 区本部長に事故があるときは、あらかじめ区本部長の指名する区本部員がその職務を代行する。

(施行の細目)

第4条 この規程の施行に関し必要な事項は、区本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年6月1日から施行する。

(この規程の失効)

2 この規程は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(計画調整局企画振興部統計調査担当)